

関係 各位

特定非営利活動法人 山形県サッカー協会審判委員会

「新型コロナウイルス」審判派遣に関するガイドライン

新型コロナウイルス感染が現段階においても終息されていません。そんな中でもサッカーファミリーの事業は実施されることとなります。昨年同様に審判員の安全確保の観点から、審判派遣などの審判委員会としての活動に関するガイドラインを提示いたします。なお、派遣実施に於いては、国、県、自治体およびJFA/東北FA/山形県FAの要請を踏まえて判断いたします。また、今後の状況の変化でガイドラインを見直す場合があることをご承知おきください。試合を担当される審判員の方は選手や関係される方たちの安全に十分配慮しつつ任務を遂行していただくことをお願いいたします。また、引き続き日常から健康管理への配慮をお願いいたします。

【派遣実施の判断】

①	審判派遣は、ガイドラインを踏まえて県審判委員会で判断する。感染拡大防止対策を確認し、不十分な競技会などへの派遣には応じられない場合がある。
②	割当てにおいて審判員の意思を尊重します（社会活動の自粛要請をしている会社や学校もある）。ご自身の状況を判断していただき対応してください。このことによって受諾不可とされた審判員の評価には一切影響を与えないことを約束します。
③	学生（大学、高校、中学校等）の審判員は、校外でのスポーツ活動が認められていること。
④	未成人審判員は、保護者の承諾を受けた場合とする。承諾書に、保護者自筆でサインをして頂き、委員会まで提出して下さい。様式1
⑤	日々の状況を確認して感染のリスクが高いと判断した場合は、審判派遣をしない。
⑥	主審の体調不良を想定して、もう一人試合レベルにマッチした主審を副審または第4の審判員に割当ててことを配慮する。
⑦	県外への派遣は、状況に応じて判断します。派遣する場合は十分な対策をとった行動ができることを条件とします。未成年者は保護者の同意があること。
⑧	各地区における審判派遣に関してもこのガイドラインに沿った対応を推奨します。
⑨	県審判委員会の感染対策責任者は県審判委員長が務めることとします。

【試合前、試合中、試合後の安全対策】

①	新型コロナウイルス対応版チェックリストに記載された注意事項を理解し、それを遵守するように心掛ける。
②	健康管理は各自で行うこと。毎朝の検温などを記録しておく。記録方法は各自やりやすいもので構いません。提出の義務はありませんが状況によっては提出していただく場合もあります。当分の間は続けてください。

- ☆ 競技会によっては東北審判委員会のガイドラインを遵守していただくこともあります（体温の基準が違います）。各種別などにより感染拡大防止対策が違う場合も想定されます。必ず事前にご確認ください。また、暑くなる時期ではクーラーボックスや試合で使用する飲料水のボトルは各自で準備することを勧めます。